

# 国民健康保険

にご加入されている方へ

お手元の健康保険証の**有効期限**をご確認ください。

**有効期限まで使用できます**(最長2025年12月1日)。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、

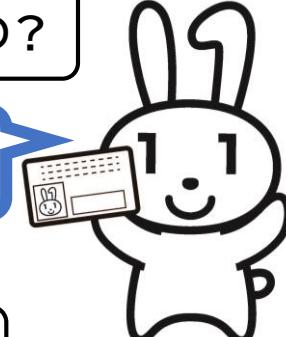
**マイナ保険証か資格確認書**  
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、  
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらしいの？

ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。  
また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している医療保険者に**申請すれば資格確認書を取得できます**。親族等の法定代理人や介助者等による**代理申請も可能**です。



まずはマイナンバーカードを持っているか  
ご確認ください！



マイナ保険証の準備はできていますか？  
いまのうちに確認しましょう！

裏面へ ➤➤➤

# マイナンバーカードを健康保険証として 使うために利用登録をしておきましょう！

ご自身の登録状況がわからないときは ?

医療機関等の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。



受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声かけください。

他の方法で確認したいときは ?



- 1 • スマートフォン  
• マイナンバーカード  
を用意します
- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。
- 3 「健康保険証」を押します
- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるので  
ご自身の登録状況をご確認ください



0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)  
平日:9時30分~20時00分  
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカード  
の保険証利用につい  
てもっと知りたい方  
はこちら



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare